

派遣労働者等の皆様へ

仕事をうけられなくなったので、新しい仕事をさがしたい。

派遣の仕組みでわからないことがある。

このようなことでお悩みなら、

労働局で、派遣労働の仕組みに関することなど皆様の相談を総合的にお受けします。

全国のハローワークで、多様な求人を生かした職業相談や仕事のあっせんを行います。

ぜひ、ご利用ください。

についての相談は

滋賀労働局職業安定部職業安定課需給調整コーナー

大津市梅林 1 - 3 - 10 滋賀ビル3階 077 - 526 - 8617

ホームページアドレス：<http://www.shiga-roudou.go.jp>

相談時間 平日：8：30～17：15

についての相談は

・ハローワーク大津 077-522-3773

土曜日も開庁しています 相談時間（10：00～17：00）

・ハローワーク高島 0740-32-0047 ・ハローワーク長浜 0749-62-2030

・ハローワーク彦根 0749-22-2500 ・ハローワーク東近江 0748-22-1020

・ハローワーク甲賀 0748-62-0651 ・ハローワーク草津 077-562-3720

各ハローワークの相談時間は、平日の（8：30～17：15）